

分別して燃えるごみを減らしましょう！

市では、市民の皆さんにごみの分別をお願いし、資源ごみとして、ビン、カン、古紙類、布類、ペットボトルなどの分別収集を行っています。

家庭や事業所から出される燃えるごみのうち、約25パーセントは、資源となる紙・布類です。これは、分別することで資源となります。紙・布類の一層の分別にご協力をお願いします。

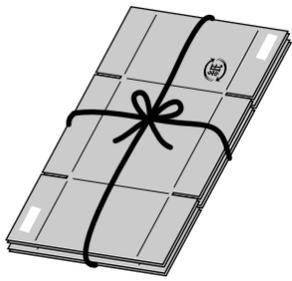
環境リサイクル課 内234

紙・布は資源の日にしましょー

紙類の出し方

次の品目ごとに分別して出してください。

段ボール：1メートル四方以下にたたんで、ひもで十字にしぼる。



新聞紙（広告を含む）：ひもで十字にしぼる（専用の袋に入れてもしばる）。



雑誌、書籍：ひもで十字にしぼる。



ざつがみ類（包装紙、封筒、菓子の外箱など）：紙袋などに入れて、ひもで十字にしぼる（ビニール、プラスチック、銀紙、ゴム類は除く）。



シュレッダーした紙類：透明・半透明の袋に入れる（シール、ビニール、カーボン紙など資源にならないものを混入させない）。



牛乳パック：洗浄、開封、乾燥させてからひもで十字にしぼる。



次の紙類は、資源となりません。燃えるごみに出してください。

油などで汚れているもの、カーボン紙、写真、紙コップなどのワックス加工品、香料の強いもの（線香・石けん・洗剤など）、ビニールコート紙、酒類のパック、シール類、ロール紙、アイロンプリントシートなどの捺染紙、感熱紙など

布類の出し方

必ず、透明、半透明の袋に入れて出してください。



次の布類は、資源となりません。燃えるごみに出してください。

汚れたもの、濡れたもの、不衛生なもの、ぬいぐるみ、ペットに使用したもの、まくら、ふとん（綿入り）、敷物、ざぶとんなど

※紙・布類の収集は、市が行っている資源ごみの収集のほか、地域の子ども会などが集団回収を行っています。場合もあります。

条例の主な内容

- 市または市の委託業者以外の者は、ごみ集積所から資源物を収集し、または運搬してはならない。
- 市長は、この規定に違反して資源物を収集し、または運搬した者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。
- 命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。
- 行為者を罰するほか、その行為者に係る法人や事業主などにも20万円以下の罰金に処する。

ごみ集積所に出していただいた資源ごみのうち、特に古紙類やアルミ缶などの持ち去り行為が多く起きています。

市民の皆さんからも、こうした持ち去り行為を防ぐよう、多くのご意見をいただいています。

このため、「八潮市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例」の一部を改正し、7月1日からごみ集積所からの資源物の持ち去りを禁止することとしました。

資源物の持ち去りは禁止です

7月1日から実施

持ち去りを禁止する資源物



※持ち去り禁止の対象となる資源物は、今後、変更となる場合があります。

看板の設置を行います

条例を適用するためには、その場所がごみ集積所であることを明確にする必要があります。このため、条例の施行にあわせて、ごみ集積所に看板を設置します。また、この看板は、持ち去り行為を禁止する警告にもなります。